

3 徳川御三家の 成立について



和歌山信愛大学・同女子短期大学
非常勤講師

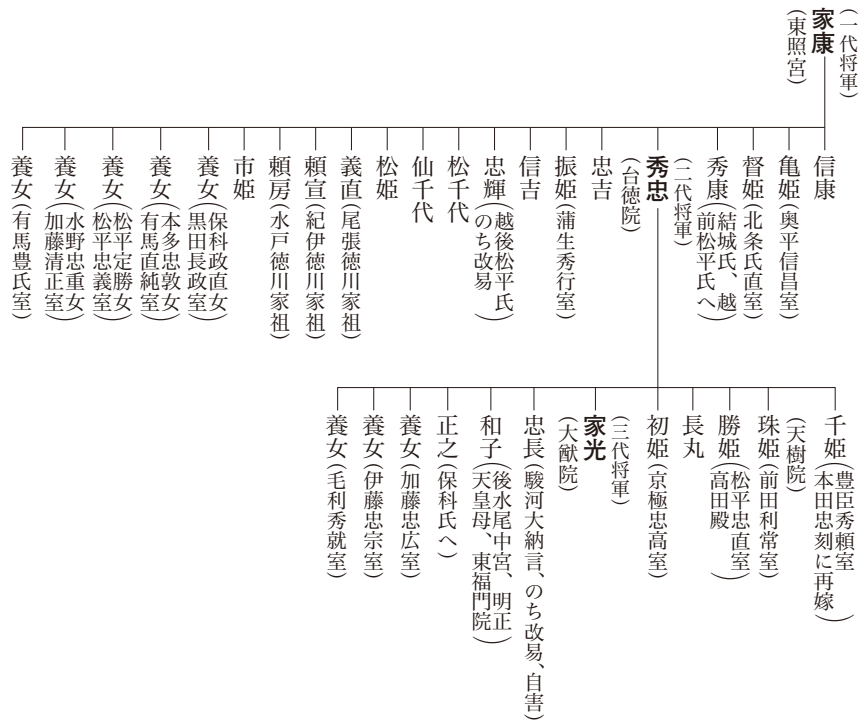
小山 譽城

・徳川御三家とは

徳川御三家はどのようにして成立したのであろうか。一般に江戸時代の大名は、徳川宗家との縁故関係により、親藩・譜代・外様の3種類に分類される。親藩は将軍家の一族で、そのうち徳川家康の子を祖とする尾張・紀伊・水戸の3徳川家を別格の家柄として御三家と称した。

御三家の「三」は、東洋思想で三・五・七・九などの数が重んぜられていたためとか、中国の天地人三才の思想に由来するとかいわれているが、事実は家康の11人の息子中、家康晩年の子である義直・頼宣・頼房が残ったということである。しかも御三家が尾張・紀伊・水戸の3徳川家に定着するのは、寛永9年（1632）の徳川忠長（秀忠3男）改易以後と考えるのが妥当であろう。したがって、御三家がどのようにして形成されたかを解明するには、家光政権期に御三家の定着が見られることから、家光と弟忠長、叔父義直・頼宣・頼房の関係が問題となる。ちなみに、右の5人の年齢差は、家光よりも義直が4歳、頼宣が2歳、頼房が1歳それぞれ年長で、忠長は2歳年下である。このように、叔父と甥といっても兄弟のように年齢が接近している。この中で、家康死後名実ともに幕府の権力を掌握した秀忠が、父家康に劣らずわが子忠長を特別に処遇したことから、義直ら3兄弟と家光にとって忠長が大きな存在として浮上してくることになる。

徳川将軍家系図



・徳川家康の親藩大名創設

徳川家康は、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いによって得た政権を維持し、さらに強固にするために自分の子を大名に取り立てた。いわゆる御三家は、その結果として後世定着していったものである。そこで、家康の11人の男子の概略を述べてみよう。

長男信康は、天正7年(1579)織田信長から武田勝頼に通じているとの嫌疑を受け、21歳で自殺させられ、男子がなかったため信康家は断絶した。次男秀康は、同18年に下総国(千葉県)の結城家を継ぎ、慶長5年に越前国(福井県)75万石(一説に67万石)を家康から与えられたが、同12年に34歳で病死した。その跡を継いだ忠直は、元和9年(1623)に秀忠により改易され、豊後国(大分県)萩原に配流された。

3男秀忠は2代将軍となり、4男忠吉は天正10年、三河国(愛知県)東条松平家を継ぎ、慶長5年に尾張国(愛知県)57万石を領したが、同12年、28歳で病死、嗣子なく断絶した。5男信吉も甲斐武田家を継ぎ、慶長7年に常陸国(茨城県)水戸25万石を与えられたが、

翌8年、21歳で病死、無嗣断絶した。

6男忠輝は長沢松平家を継ぎ、慶長15年越後国(新潟県)75万石の領主となったが、家康の死から3か月後の元和2年7月に秀忠により改易され、伊勢国(三重県)朝熊に流された。7男松千代は慶長4年に6歳で早世し、8男仙千代も同5年に6歳で没している。

9男義直は、慶長8年に甲府25万石を与えられていたが、同12年に尾張清洲城主の兄松平忠吉が死去したためその跡を継いだ。10男頼宣は、慶長8年に兄信吉の跡を与えられて水戸20万石を領し、同14年に駿河・遠江両国(静岡県)と東三河の50万石を与えられたが、家康死後3年目の元和5年7月、秀忠により紀伊国(和歌山県)と伊勢国(三重県)の一部を合わせて55万5000石に移された。11男頼房は、慶長11年に常陸国下妻10万石を与えられていたが、同14年に頼宣が駿河・遠江に転封後、水戸25万石の領主となった。

以上、見てきたように元和2年の家康死去前後に家康の子で大名として残っていたのは、将軍秀忠は別として9男義直、10男頼宣、11男頼房だけであつた

・徳川秀忠の忠長家創設

忠長は、2代将軍の秀忠の3男として慶長11年（1606）に生まれ、生母は2歳違いの兄家光と同じ浅井氏江与の方である。江与の方は忠長を寵愛したため、秀忠もその影響を受け、家光の嫡子としての地位も一時あやうかったことは有名である。

忠長が大名に取り立てられるのは、大御所家康の死後2年目の元和4年（1618）である。忠長の叔父義直・頼宣・頼房に比べてかなり出遅れているが、秀忠によって創設された大名家であるため、秀忠の幕府権力掌握後は急速に昇進することになる。そこで、忠長が如何に父秀忠から殊遇されたかを、3歳違いの叔父頼房と比較してみよう。

忠長は、『幕府祚胤伝』によれば、元和2年9月に甲斐国（山梨県）18万石を与えられ、同4年12月に従四位下左少将に叙任され、同6年8月には従四位上右中將に昇進した。これに対して頼房は、前述のように慶長11年9月、4歳で常陸下妻10万石、同14年12月に7歳で水戸25万石の領主となり、従四位下侍従左衛門督に叙任されている。ついで同16年3月に正四位下左近衛権少将、元和6年8月には左近衛権中將に昇進した。

このように、忠長と頼房の石高・官位は、元和6年の段階までは頼房の方が優位に立っている。それは頼房が家康の子であり、幕府の基礎を堅固にするために家康の意志によって早くから大名に取り立てられたことによる。すなわち、家康は自分の子をたとえ幼少であろうと大名として、将軍の強力な藩屏（守りの垣根・屏）たらしめようと意図していたからである。

これに対して忠長の場合、秀忠によって創設された大名家であるため、秀忠の幕府権力掌握後に台頭してくることから、頼房よりかなり出遅れたわけである。しかしその差は、元和8年になると接近する。元和8年9月、頼房が3万石を加増されて28万石になるが、

忠長も小諸7万石を加増されて25万石の大名となる。

ところが、元和9年になると両者は大きく逆転する。すなわち、同年1月、忠長は駿河国内で17万石、遠江国内で3万石、信濃国（長野県）内で5万石を加増されて都合50万石の大名となり、同年7月に従三位権中納言に叙任されている。この段階で忠長は、官位・石高ともに叔父義直・頼宣とほぼ同等になり、頼房を大きく引き離してしまう。

さらに忠長は、寛永元年（1624）8月、5年前の元和5年7月まで頼宣が居城としていた駿府城を与えられ、領地をまとめて駿河・遠江・甲斐として5万石を加増されて都合55万石を領することになった。これにより、忠長は石高においても義直・頼宣と一線上に並び、家康晩年の城にして江戸と大坂を結ぶ交通の要衝にある駿府城まで与えられたことは破格の優遇措置と言える。

このような忠長の処遇を見れば、頼宣が何故、家康死後3年目にして駿府城から和歌山城に移されたのか明白である。頼宣の紀伊・伊勢への転封について、どのような理由を並べようと、秀忠の意図は忠長に駿府城を与えたかったのであろう。

なお、頼宣が転封された背景には、忠長の処遇問題のほかに、秀忠自身の権力誇示もあったことは否めない。家康の死によって権力を掌握した秀忠にとって、幕府の権威のよりどころであり、「東照神君」として崇敬された家康と最も縁の深い駿府城に頼宣を配置しておくことは、弟たちを統制するうえでも好ましい状況ではなかった。そこで秀忠は、将軍の権威と力を誇示するため、換言すればすべての大名は一門といえども将軍の家臣であることを示すために、頼宣を駿府城から何処かに移さねばならなかった。その結果、頼宣が転封先として願った大坂城に近く、江戸・大坂間の海上交通の要となる紀伊半島の重要性を説いて、和歌山城へ移したのである。

	徳川義直	徳川頼宣	徳川頼房	徳川忠長
生年月日	慶長5年(1600) 11月28日	慶長7年3月7日	慶長8年8月10日	慶長11年5月7日
慶長8年 (1603) 9年	正月、甲斐甲府25万石	11月、常陸水戸20万石 12月、5万石を加増され、25万石		
11年	8月、元服、従四位下右兵衛督	8月、元服、従四位下侍従、常陸介	9月、常陸下妻10万石	
12年	閏4月、尾張清州53万9,500石に転封			
14年		12月、駿河・遠江50万石に転封	12月、水戸25万石に転封	
16年	3月、従三位、右近衛権中将、参議	3月、従三位左近衛権中将、参議	3月、元服、正四位下左近衛権少将	
元和2年 (1616)				9月、甲斐18万石
3年	7月、正三位権中納言	7月、正三位権中納言		
5年	美濃増封、都合61万9,500石	7月、紀伊・伊勢55万5,000石に転封		
6年			8月、正四位下左近衛権中将、参議	8月、元服、従四位上右近衛権中将、参議
8年			9月、3万石加増、都合28万石	9月、信濃小諸7万石加増、都合25万石
9年				正月、駿河17万石、遠江3万石、信濃5万石加増、都合50万石
寛永元年 (1624)				7月、従三位権中納言
3年	8月、従二位権大納言	8月、従二位権大納言	8月、従三位権中納言	8月、駿河、遠江加増、都合55万石
4年			正月、正三位	8月、従二位権大納言
8年				5月、甲斐甲府に蟄居
9年				10月、上野高崎に幽閉
10年				12月、自害
13年			7月、「徳川」姓授与	

『徳川諸家系譜』(第1～2)、『徳川実紀』(第2篇)、『南紀徳川史』(第1冊)「威光年譜」より作成



・徳川秀忠の御三家構想

名実ともに将軍となった秀忠は、彼の権力の絶大さを示すために外様・譜代大名のみならず徳川一門の改易をも断行した。秀忠は家康の死後わずか3か月にして弟忠輝を改易したが、その理由は秀忠の家臣長坂信時を殺害し、この事件を契機に忠輝が大坂夏の陣に参加しなかったためである。また、元和9年（1623）に甥忠直（秀康の子）も改易したが、それは家康死後、病と称して江戸にはほとんど参勤せず、家臣を殺害したことなどを理由としている。

このように秀忠は、将軍を軽侮した態度に出る徳川一門には容赦せずに改易を断行し、将軍権力の強化をはかっている。秀忠が改易した没収高は、関ヶ原の戦後処理によるのを除けば、家康や家光よりも多いが、とくに徳川一門の没収高が多いのが注目される。それは、秀忠が家康死後、徳川宗家の権威と権力を今や自分が保持していることを諸大名—とりわけ徳川一門大名に誇示する必要に迫られていたからであろう。

また、秀忠は家康晩年の子ゆえに父に寵愛されて育った弟の義直・頼宣・頼房に対しても、家康から彼らの後事を託されていたため、「神君御在世の時の如く御兄弟御四人にて御心を合せて諸事を行れば、御孝行是に増す事あるましき」（『南紀徳川史』）と言いつつ、将軍として弟たちと一線を画することを忘れなかつ

た。それは、忠長を取り立てることによって、秀忠が弟たちと同格の大名を創出できる最高権力者であることを彼らに知らしめたと言える。さらに前述のように、家康の意志によって駿府城を与えられていた頼宣を和歌山城に移したことも秀忠の徳川一門対策として注目される。

秀忠の徳川一門に対する構想が最も顕著なのは、寛永3年（1626）の秀忠と家光の上洛に際してである。この時期、秀忠は明らかに義直・頼宣と同格の大名として忠長を位置づけている。寛永3年6月に秀忠は諸大名を率いて上洛するが、その時の行列の順を義直、頼宣、忠長、頼房とするよう命じ、忠長を頼房の上位に置いている。この順番については、紀州藩付家老安藤直次が異議を唱えて秀忠に直接訴えたため、秀忠は「此儀は我曾て知らざる儀なり」として忠長と頼房の順を入れかえているが、秀忠の真意は明らかである。

秀忠の意志が明白となるのは、寛永3年8月19日の叙位・任官である。この時期、義直・頼宣・忠長の石高は、それぞれ61万9500石、55万5000石、55万石を領してほぼ同じになっていたが、官位は義直と頼宣が正三位権中納言、忠長が従三位権中納言であった。それが同じ8月19日に従二位権大納言に昇進し、右の3人は一線上に並んでいる。これに対して、頼房は従三位権中納言で、石高も28万石と一格

下がっている。

この事実から、秀忠の徳川一門大名とりわけ弟たちの処遇策には、後世の尾張・紀伊・水戸の3徳川家を御三家とする構想は見られない。秀忠自身、御三家という諸大名から突出した別格の大家を3家に限定しようとしたかどうかは疑問であるが、少なくとも義直・頼宣・頼房の3兄弟の中に忠長を割り込ませ、頼房を忠長の下に位置づけようとしたことは否めない。したがって、頼房は石高も他の3人の約半分におさえられ、官位、石高ともに出遅れた忠長は、大幅な増封をされたうえに家康と縁の深い駿府城を与えられ、官位も異例の昇進をしている。なお、頼房に「徳川」姓が与えられるのは、忠長死後3年目の寛永13年7月である。

このようなことから、秀忠が企図した徳川一門処遇策は、義直・頼宣・忠長の3家を徳川一門の中でも別格として格式に上下なく並列させようとしたことは確実である。もしも忠長家が存続していれば、「御三家」は尾張・紀伊・駿河の3徳川家であって水戸の頼房家は入っていなかったと言えよう。

しかし、秀忠の病状悪化にともなって事態は急変する。忠長は寛永8年5月に狂暴、殺害を理由に甲斐国に蟄居させられ、翌年1月に秀忠が死去すると、死後9か月目の寛永9年10月、兄家光によって改易されて上野国（群馬県）高崎城主安藤重長に預けられ、翌寛永10年12月6日にはついに自殺させられてしまう。

このように家光による忠長家改易とそれに続く忠長の切腹は、単に兄弟相剋の枠を越えて、將軍の徳川一門に対する厳しい態度を示すことによって將軍権力の絶対化を一層進めたものである。こうして秀忠の意図した徳川一門構想の中核であった忠長家は消滅し、義直・頼宣・頼房の3兄弟が甥家光に対し、幕府内における別格の地位を望み、3家の共通利害の下に連帯してその要求を実現して行くことになる。

いわゆる御三家は、家光政権以後定着するが、それは家康の思惑通りであったとしても、秀忠の意図した構想とは似て非なるものであった。

【参考文献】

- ・ 小山譽城『徳川御三家付家老の研究』（清文堂出版、2006年）
- ・ 小山譽城『徳川將軍家と紀伊徳川家』（清文堂出版、2011年）